

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部
令和2年2月 改定版

1 工事概要

- (1) 工 事 名 : 県立南部医療センター・こども医療センター サーバー室空調機更新工事
(2) 工事場所 : 南風原町新川地内
(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
県立南部医療センター・こども医療センター	RC造 6階建	36,571.00 (m ²)	消防法施行令別表第一
計			

(注: 延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	改修		屋外
空調設備	○		
換気設備			
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備			
給水設備			
排水設備			
給湯設備			
消火設備			
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備			
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事	○		
発生材処理	○		
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、 令和3年1月 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び
令和3年1月 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。), 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。), 及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準図」という。)による。
イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する必要があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入出入りすることのないようにすること。
オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜き調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

工事名称	県立南部医療センター・こども医療センター エネルギーセンター内サーバー室更新工事			工事年度	令和3年度
工事場所	南風原町新川地内			図面名称	特記仕様書(機械設備)-1
発注機関	県立南部医療センター・こども医療センター			縮尺	
概要				図面番号	M-01
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称
					資格者氏名
					登録番号
					所在地

<p>○ 16 工事の保険等</p>	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険 <p>※</p> <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p>	<p>○ 22 完成時の提出図書 (1.7.1)</p>	<p>(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の(3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p>	<p>4 保温工事 (3.1.1)</p> <p>5 塗装 (3.2.1)</p> <p>6 仮設工事 (4.1.1)</p>	<p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。</p> <p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p> <p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。監督員事務所を本工事で(※設置しない ・ 設置する(・ 構内 ・ 構外 ・ 既存建物内一部使用))。監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2122 346 2810 430"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>残土処分は(※構外適切処分 ・ 構内敷ならし)とする。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																						
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																												
<p>○ 17 ゆいぐる材について</p>	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	<p>23 情報共有システムの使用</p>	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】 :Microsoft Windows 8. 1/10 【推奨ブラウザ】 :Internet Explorer 11</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>	<p>7 土工事 (4.2.1)</p> <p>○ 8 その他</p>	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道引込に係る負担金(円) ・ ガス引込に係る負担金(円) <p>※</p> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																																										
<p>○ 18 機材の品質等 (1.4.2)</p>	<p>※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)</p> <p>※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p>	<p>24 標識その他 (1.7.4)</p>	<p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	<p>空気調和設備工事</p> <p>○ 1 空気調和機</p> <p>2 制気口</p> <p>3 ダクト (2.2.1)</p> <p>4 ダクト付属品</p> <p>5 設計温湿度条件</p> <p>6 その他</p>	<p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p> <p>図示されていない制気口の材質は(・ 鋼板 ・ アルミニウム板)とする。</p> <p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、 ・ アングルフランジ ・ コーナーボルト(・ 共板フランジ ・ スライドオンフランジ))工法とする。</p> <p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。□</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸い込み側 ・ 外気取り入れダクト <p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1" data-bbox="2122 1228 2810 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内()</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※</p>		外気		室内()		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季					冬季																																											
	外気		室内()																																																												
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																																											
夏季																																																															
冬季																																																															
<p>19 技能士 (1.5.2)</p> <p>20 化学物質の濃度測定 (1.5.8)</p> <p>21 技術検査 (1.6.2)</p>	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管施工(建築配管作業) ・ 熱絶縁施工(保温保冷工工作業) ・ 冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・ 建築板金施工(ダクト板金作業) <p>(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定時期、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国営整第4号平成24年4月5日) ・ 「学校における室内空気汚染対策について」(15学学健第11号平成15年7月4日) <table border="1" data-bbox="341 1438 1053 1543"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p> <p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。()</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													<p>25 機材</p> <p>26 施工</p> <p>27 耐震施工</p> <p>28 磁気探査</p> <p>29 その他</p> <p>共通工事</p> <p>○ 1 総合試運転調整等 (1.3.3)</p> <p>2 配管材料 (2.1.2)</p> <p>3 埋設配管 (2.7.1)</p>	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領(案) 平成25年4月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p> <p>※</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ● 運転状態(総合試運転調整結果)の記録 <p>※</p> <p>管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 	<p>○ 1 空気調和機</p> <p>2 制気口</p> <p>3 ダクト (2.2.1)</p> <p>4 ダクト付属品</p> <p>5 設計温湿度条件</p> <p>6 その他</p>	<p>※</p> <table border="1" data-bbox="2122 1753 2810 1976"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td colspan="3">南風原町新川地内</td> <th>工事年度</th> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td colspan="3">南風原町新川地内</td> <th>図面名称</th> <td>特記仕様書(機械設備)-3</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td colspan="3">県立南部医療センター・こども医療センター</td> <th>縮尺</th> <td></td> </tr> <tr> <th>概要</th> <td colspan="3"></td> <th>図面番号</th> <td>M-03</td> </tr> <tr> <th rowspan="4">検印</th> <th>管理建築士</th> <th>設計</th> <th>製図</th> <th rowspan="4">設計者</th> <th>名称</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>資格者氏名</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>登録番号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>所在地</th> </tr> </thead> </table>	工事名称	南風原町新川地内			工事年度	令和 3 年度	工事場所	南風原町新川地内			図面名称	特記仕様書(機械設備)-3	発注機関	県立南部医療センター・こども医療センター			縮尺		概要				図面番号	M-03	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称				資格者氏名				登録番号				所在地
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																																												
工事名称	南風原町新川地内			工事年度	令和 3 年度																																																										
工事場所	南風原町新川地内			図面名称	特記仕様書(機械設備)-3																																																										
発注機関	県立南部医療センター・こども医療センター			縮尺																																																											
概要				図面番号	M-03																																																										
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称																																																										
					資格者氏名																																																										
					登録番号																																																										
					所在地																																																										

別表-1(関連工事との取り合い)

工事内容	本工事		
	機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	※	・
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	・
	補強鉄筋	・	※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・
	補強鉄筋	・	※
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・
	墨出し	※	・
開口部補強 インサート	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※
	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・
自動制御	上記の配管、配線	・	※
	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
浄化槽	電源供給	・	※
	コンクリート躯体	・	・
	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護柵	・	・
	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室(換気用送風機を含む)	・	・
樋	操作盤までの1次側電気工事	・	※
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・
	ルーフドレイン及び立て樋	・	※
流し類	立て樋接続用埋設横引管	・	※
	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)	・	※
化粧鏡	上記の配管接続	※	・
	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・
	衛生器具回り	※	・
身障者用手すり	その他手すり	・	※
		・	・

※配線は接続を含むものとする。

別表-2(管材)

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷却水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
蒸気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
高温水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
油管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ブライン管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
冷媒管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給湯管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
消火管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
通気管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
ガス管	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	

特記事項

※ 冷媒管に断熱材被覆管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。
※

工事名称	国立病院機構センター・こども医療センター エネルギーセンター内ポンプ房改修工事			工事年度	令和 3 年度
工事場所	南風原町新川地内			図面名称	特記仕様書(機械設備)-4
発注機関	県立南部医療センター・こども医療センター			縮尺	
概要				図面番号	M-04
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称
					資格者氏名
					登録番号
					所在地